

令和6年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月4日）

○出席議員

- | | | | |
|-----|---|---|-----|
| 1番 | 金 | 森 | 恵美子 |
| 2番 | 川 | 端 | 順 |
| 3番 | 尾 | 野 | 浩士 |
| 4番 | 鎌 | 田 | 寛司 |
| 5番 | 米 | 田 | 利彦 |
| 6番 | 村 | 田 | 茂 |
| 7番 | 立 | 井 | 武雄 |
| 8番 | 佐 | 藤 | 道昭 |
| 9番 | 佐 | 藤 | 禎宏 |
| 11番 | 板 | 東 | 絹代 |
| 12番 | 川 | 田 | 修 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
民生部長	山 下 真 穂
教育次長兼学校教育課長	谷 本 富美代
税務課長	藤 田 弘 美
会計管理者	佐 藤 友 美
総務課長	入 口 直 幸
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
産業環境課長	河 野 歩 美
建設課長	永 井 義 猛
上下水道課長	田 村 佳 裕
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子
住民課長	松 下 理 恵
社会教育課長	近 藤 拓 司

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局係長	小 松 美 佐

令和6年松茂町議会第2回定例会会議録

令和6年6月4日（第1日目）

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 選挙第1号 松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の選挙

日程第4 同意第2号 監査委員の選任について

日程第5 報告第1号 令和5年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について

専決第1号 松茂町民グラウンド改修工事変更請負契約締結について

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第2号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第3号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第4号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第10号）

日程第8 議案第27号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第9 議案第28号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第29号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第30号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第31号 令和6年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 発議第3号 議員派遣の件

日程第14 請願第2号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の見直しを求める請願

令和6年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月4日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和6年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田　修君】　皆様、おはようございます。令和6年松茂町議会第2回定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に議員全員のご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今年の梅雨入りは遅れて中旬になるとの予報が出ております。6月後半には、体にこたえる蒸し暑さになるようでございます。当町議会の構成は、私も含め高齢の方が多くなっております。どうぞお体に気をつけてご自愛をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長【川田　修君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和6年松茂町議会第2回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和6年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

○議長【川田　修君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

先ほどは町の新人職員の紹介のおりには議長さんより激励の言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。これからしっかりと教育をして、町の職員としてふさわしい職員に育てていきたいと思っております。今後またご指導よろしくをお願いいたします。

それに、佐藤富男議員の死去に当たりましては黙禱していただきました。

余談でございますが、芸は名を残すといいますが、佐藤富男さんはいろいろな趣味がございまして、亡くなられたときに、奥さんにちょっと一つ何か作品を頂けませんかというお願いをしますと、遊山箱を佐藤富男さんが作っていただいた分を寄贈いただきました。その横には佐藤富男という立て看板をして、また皆さんも私のところへ来た場合にちょっ

とご覧いただきたいと、そのように思いますので、またよろしく願いいたします。すみません、余談を言いまして。

今年の梅雨も議長が言われましたようにもう間近でございます。またじめじめした季節になってまいります。議員の皆様におかれましてはお体に十分ご留意をいただきまして、議会に臨んでいただければと思っております。

本日は、令和6年の松茂町議会第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程をいたします案件につきましては、同意1件、報告2件、承認1件、議案5件の合計9議案を上程しております。どうか全案件が慎重審議をお願いいたしまして可決決定を賜りますようお願いをいたしまして、簡単でございますが招集のご挨拶に代えさせていただきます。今回もよろしく願いいたします。

○議長【川田 修君】 これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から、毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと、議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告を申し上げます。

また、4月25日に開催いたしました予算決算特別委員会で、前任者の引継ぎで米田利彦議員が副委員長になっております。

同日、4月25日に開催いたしました産業建設常任委員会で、前任者の引継ぎで川端順議員が副委員長になっておりますことをご報告いたしておきます。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4番鎌田寛司議員及び5番米田利彦議員を指名いたします。

○議長【川田 修君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月4日から6月18日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、会期は6月4日から6月18日までの15日間に決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第3、選挙第1号「松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

佐藤道昭議員。

○8番【佐藤道昭君】 指名推選でお願いしたいと思います。

○議長【川田 修君】 ただいま佐藤道昭議員から指名推選にしてはとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

ほかに意見がありませんので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定をしました。

お諮りいたします。

指名の方法についてはどのようにいたしましょうか。

鎌田寛司議員。

○4番【鎌田寛司君】 年長の議員に指名をしていただきたらと思います。

○議長【川田 修君】 ただいま鎌田寛司議員から年長議員に指名していただいてはとの意見がございましたが、ほかに意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 ほかに意見がありませんので、お諮りいたします。

年長議員の佐藤禎宏議員より指名していただくことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。よって、年長議員の佐藤禎宏議員より指

名をしていただくことに決定しました。

それでは、年長議員の佐藤禎宏議員、指名をお願いいたします。

○9番【佐藤禎宏君】 川田議員を指名いたします。

○議長【川田 修君】 ただいま年長議員の佐藤禎宏議員より私、川田を松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員に指名をいただきました。

お諮りいたします。

私、川田を松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。よって、私、川田が松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の当選人に決定しました。

次の議案につきましては、立井議員が地方自治法第117条の規定に該当し除斥となりますので、ここで退場をお願いします。

議事都合のため小休します。

午前10時09分小休

午前10時10分再開

○議長【川田 修君】 小休前に引き続き再開いたします。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第4、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和6年第2回定例会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、監査委員の選任につきましては、現在議員選出の監査委員に欠員が生じているため、新たに立井武雄氏に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所につきましては、板野郡松茂町中喜来字福有開拓193番地11。氏名、立井武雄議員。生年月日、昭和27年6月11日生まれ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

同意第2号、監査委員の選任については人事案件であり、議案の性質上、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。よって、同意第2号、監査委員の選任については、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これから採決に入ります。

同意第2号、監査委員の選任については、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。よって、同意第2号、監査委員の選任については原案のとおり可決されました。

立井議員の入場を求めます。

議事都合のため小休します。

午前10時13分小休

午前10時14分再開

○議長【川田 修君】 小休前に引き続き再開いたします。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第5、報告第1号「令和5年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号、令和5年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

令和5年度事業のうち、事業の執行状況により戸籍情報システム改修事業のほか8事業について、令和6年度に繰り越して事業を実施いたします。

なお、繰り越しをいたします事業費の総額は7,860万9,398円でございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告を求めます。

松下住民課長。

○住民課長【松下理恵君】 それでは、私から報告第1号の繰越明許費繰越計算についてご報告をさせていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

報告第1号、令和5年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

続きまして、議案書の6ページの表をご覧ください。令和5年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款5、総務費で5件、款10、民生費で2件、款20、農林水産業費で1件、款30、土木費で1件の計9件を繰り越いたしました。

それでは、住民課所管事業の繰越額を説明させていただきます。

款5、総務費、項10、戸籍住民基本台帳費におきまして、1行目、戸籍情報システム改修事業といたしまして308万円、2行目、戸籍附票システム改修事業といたしまして220万円、3行目、戸籍附票システム機能追加改修事業といたしまして135万3,000円、4行目、住民基本台帳ネットワークシステム改修事業といたしまして463万1,000円、5行目、コンビニ交付システム改修事業といたしまして188万1,000円、併せて項10、戸籍住民基本台帳費で1,314万5,000円を令和6年度に繰り越しをいたしました。

繰り越しをした財源の内訳は、全て国庫支出金でございます。

これらの事業は、令和5年6月9日付で戸籍法等が改正され、戸籍や戸籍の附票等への氏名の振り仮名の記載が定められたことから、その改正に対応するために各システムを改修する予算でございます。

国の計画により、事業の完了が令和7年3月になりましたことから、去る第1回定例会におきまして繰越明許のお願いをしたところでございます。

また、事項別明細書の歳入は次の7ページに、歳出は8ページ、9ページに添付しております。

この後、各担当課長から引き続きご説明をいたしますので、併せてご参照ください。

以上、住民課所管事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 河野長寿社会課長。

○長寿社会課長【河野聖子君】 それでは、私から報告第1号のうち、長寿社会課で所管いたします繰越明許費につきましてご報告させていただきます。

引き続き議案書6ページをご覧ください。

表の中ほど、款10、民生費、項1、社会福祉費、事業名、低所得者支援給付金事業におきまして4,016万2,000円を令和6年度に繰り越しました。

繰り越しをした財源の内訳は国庫支出金が4,000万円、一般財源が16万2,000円でございます。

この事業は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策において示された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け実施する事業で、令和5年度の住民税が均等割のみ課税された世帯に1世帯につき10万円の給付金を支給するものでございます。

本給付金の申請期限を7月1日までとしているため、4月1日以降の申請に対する事業費について令和6年度へ繰り越したものでございます。

以上、長寿社会課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 宮本福祉課長。

○福祉課長【宮本早苗君】 それでは、私から報告第1号のうち、福祉課で所管いたします繰越明許費につきましてご報告させていただきます。

引き続き議案書6ページをご覧ください。

表の中ほど、款10、民生費、項5、児童福祉費、事業名、子育て世帯低所得者支援給付金事業におきまして1,654万9,000円を令和6年度に繰り越しました。

繰り越しをした財源の内訳は、国庫支出金が1,650万円、一般財源が4万9,000円でございます。

この事業は、低所得者支援給付金事業の対象となった世帯が子育て世帯である場合に、子ども加算として子ども1人当たり5万円を支給するものでございます。

本給付金の申請期限を7月1日までとしているため、4月1日以降に必要となる事業費につきまして、令和6年度へ繰り越したものでございます。

以上、福祉課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 河野産業環境課長。

○産業環境課長【河野歩美君】 それでは、私から、報告第1号のうち産業環境課で所管いたします繰越明許費につきましてご報告させていただきます。

引き続き議案書6ページをご覧ください。

繰越計算書の下から2段目、款20、農林水産業費、項5、水産業費の事業名、県営漁港関係事業におきまして828万4,948円を令和6年度に繰り越いたしました。

繰り越しをした財源の内訳は、全て一般財源でございます。

この事業は、長原漁港岸壁の砂流出防止のための補修工事で、耐震機能を含めた改良工事として令和2年度から約5カ年の計画で県が実施しているものですが、令和5年度事業において地元漁協関係者との工期日程の調整を行いながら施工しておりました結果、年度内の工事が困難となったことに伴いまして、松茂町から県に支払う負担金につきましても令和6年度へ繰り越ししたものでございます。

以上、産業環境課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 それでは、私から、報告第1号のうち建設課で所管いたします繰越明許費につきましてご報告させていただきます。

引き続き議案書の6ページをご覧ください。

繰越計算書の最下段、款30、土木費、項15、都市計画費、都市計画基礎調査事業におきまして46万8,450円を令和6年度に繰り越いたしました。

繰り越しをした財源の内訳は、全て一般財源でございます。

この事業は、概ね5年ごとに都市計画に関する現況や将来の見通しについての基礎資料を調査するもので、徳島県が実施しております。

実施に当たり、令和5年6月に改訂された国の実施要領を反映するため、事業着手に時

間を要したことから年度内の完了が困難となり、松茂町が県に支払う負担金につきまして令和6年度へ繰り越したものでございます。

以上、建設課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 これで、報告第1号は終わりました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第6、報告第2号「専決処分の報告について」、専決第1号、松茂町民グラウンド改修工事変更請負契約締結についてを議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

専決第1号、松茂町民グラウンド改修工事変更請負契約締結につきましては、令和5年6月16日の定例会において契約議決をいただき、執行し、令和6年3月28日に竣工いたしております。

今回の変更の主なものは、安全対策の強化として床材の変更や工法の変更に伴う契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告を求めます。

近藤社会教育課長。

○社会教育課長【近藤拓司君】 それでは、私から専決第1号につきましてご報告させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。

専決第1号、松茂町民グラウンド改修工事変更請負契約締結について、松茂町民グラウンド改修工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、松茂町民グラウンド改修工事。契約の金額、変更前3億1,795万5,000円、変更後3億3,703万3,400円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂

町中喜来字中須 29 番地 8、株式会社木内組代表取締役木内利幸というものでございます。

この工事につきましては、令和 5 年 6 月の本議会におきまして契約議決をいただき、執行いたしました。

工事の概要といたしましては、グラウンドのクラブハウスを建て替え、トイレ棟を新設し、駐車場を整備いたしました。また、グラウンドの内外を仕切る高さ 2 m のネットフェンスと LED の照明灯 6 基を設置し、令和 6 年 3 月 28 日に竣工いたしております。

それでは、1,907 万 8,400 円の増額となりました変更の主な内容をご説明申し上げます。

今回工事におきまして、トイレ棟やダッグアウトを整備し、建て替えを行いましたクラブハウスにはロッカールームが備えられております。これらの床の材質につきましては、耐久性を考慮した硬度の高い仕上がりになる予定でありましたが、金属のスパイクで利用すると滑ってしまうことが懸念されました。そのため、床の材質を安全面を考慮した滑りにくい素材に変更いたしました。また、グラウンドと隣接地の境に防球ネットを設置するに当たり、今切川に隣接していることから、強風対策としてネットブレースワイヤーを追加いたしました。さらに、防球ネットや照明灯設備のコンクリート柱設置に当たり、想定以上に地下水位が高く、工法を変更し、掘削面の崩壊を防止しながら施工を行いました。これらの結果、材料費、施工費の追加により工事費の増額となったものでございます。

以上で、専決第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【川田 修君】 これで報告第 2 号は終わりました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第 7、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第 12、議案第 31 号「令和 6 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」までの承認 1 件と議案 5 件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして提案理由を申し上げます。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第 2 号、松茂町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の

一部を改正する法律及び同政令等が令和6年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い専決処分を行ったものです。

主な改正の内容は、令和6年度個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の定額減税を実施するための改正などであります。

次に、専決第3号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い専決処分を行ったものです。

改正の内容は、国民健康保険税課税限度額の引上げ及び、軽減判定所得の見直しを行うものであります。

次に、専決第4号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,386万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を71億8,219万4,000円とするものであります。

この補正予算は、令和5年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額分と歳出不用額を合わせて公共施設更新等準備基金に1億円、財政調整基金に6,289万9,000円をそれぞれ積み立てたものであります。

次に、議案第27号、徳島県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、令和6年度から森林環境税の賦課徴収が開始されることに伴い、徳島県市町村総合事務組合徳島滞納整理機構への滞納引き継ぎ事案に森林環境税を加えるため、徳島県市町村総合事務組合規約の変更を行うものであります。

次に、議案第28号、松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育士の配置基準の見直しなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号、松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、事業者に係る重要事項の書面揭示の見直しなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号、令和6年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億5,139万2,000円を追加し、補正後の

予算の総額を70億39万2,000円とするものであります。

この補正予算の主なものといたしましては、国が実施する定額減税において、減税し切れない税額がある方を対象とした調整給付金を支給するため1億7,088万円を、住民税が非課税の世帯などを対象とした給付金の支給のため7,836万2,000円を増額補正するなどし、歳入におきましてはそれらの給付金の充当財源として国庫支出金2億4,924万2,000円などを増額補正するものであります。

次に、議案第31号、令和6年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ395万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を16億5,736万5,000円とするものであります。

今回の補正は、本年12月2日の健康保険証の廃止に伴い必要となるシステム改修費を歳出において増額し、歳入においても財源となる国庫支出金を同額補正するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案5件につきましては、6月10日再開予定の本会議におきまして総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第13、発議第3号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る5月30日開催の議会運営委員会において、佐藤議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者から発議としてご決定をいただき、このように提出されております。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により議会の議決を求めるもので、令和6年6月から令和7年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものです。

お諮りいたします。

佐藤議会運営委員長から提出されました議員派遣の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。よって、発議第３号「議員派遣の件」は可決されました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第１４、請願第２号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第５６条の見直しを求める請願」を議題といたします。

紹介議員の板東絹代議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

板東議員。

○１１番【板東絹代君】 それでは、議長の許可がありましたので、請願の方をお願いいたします。請願文書表の朗読により説明に代えさせていただきます。

受付、令和６年５月９日。紹介議員、私、板東絹代でございます。

請願第２号。請願者名は、徳島県徳島市佐古四番町７－２、徳島県商工団体連合会婦人部協議会会長吉原万里子でございます。

件名は、家族従業者の働き分を認めない所得税法第５６条の見直しを求める請願でございます。

請願の趣旨。

中小業者の営業は家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、所得税法第５６条、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者８６万円、配偶者以外の家族５０万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面で不利益となっており、後継者不足にも拍車をかけています。所得税法第５６条の廃止・見直しを求める意見書は全国５７１自治体（２０２３年１２月１８日現在）徳島県１８自治体で採択されています。第４次男女共同参画基本計画は、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討すると明記しています。ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めています。また、国連女性差別撤廃委員会は２０１６年３月、所得税法第５６条が家族従業女性の経済的自立を妨げていることを懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。

以上の理由から、所得税法第５６条の見直しを求める意見書を国に提出していただけるよう求めます。

請願項目。

所得税法第56条の見直しを求める意見書を国に提出することというものでございます。

議員各位のご賛同をいただきまして、この請願が通りますよう、よろしくお願い申し上げます、私の説明といたします。

○議長【川田 修君】 提案理由の説明は終わりました。

ただいまの請願第2号については委員会付託を行わず、6月18日再開予定の本会議で審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会付託を行わず、6月18日再開予定の本会議で審議することに決定しました。

○議長【川田 修君】 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月5日から6月9日までの5日間は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。よって、明日6月5日から6月9日までの5日間は休会と決定いたしました。

次回は、6月10日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会といたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時50分散会